

私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則

(令5.6.30)

(目 的)

第 1 条 この規則は、会員が運営する私設取引システムにおける非上場有価証券の取引に関し必要な事項を定めることにより、非上場有価証券の私設取引システムにおける取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護及び非上場有価証券に係る流通市場の健全な発展に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 有価証券

定款第3条第1号に規定する有価証券をいう。

2 非上場有価証券

国内の取引所金融商品市場に上場されていない有価証券をいう。

3 非上場 PTS 銘柄

非上場有価証券のうち、次に掲げる有価証券に該当し、会員が自ら開設する私設取引システム（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第8項第10号に掲げる行為（同号ロ及びハに掲げる売買価格の決定方法により行うものを除く。）による有価証券の売買を行う市場をいう。以下同じ。）における取引の対象とするものをいう。
イ トークン化有価証券（「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第2条第10号に規定するトークン化有価証券をいう。以下同じ。）

ロ 特定投資家向け有価証券（「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」（以下「特定投資家投資勧誘等規則」という。）第2条第6号に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下同じ。）である店頭有価証券等（同条第5号に規定する店頭有価証券等をいう。）

4 非上場 PTS 銘柄取引

私設取引システムにおいて行われる非上場 PTS 銘柄の売買をいう。

5 媒介等

媒介、取次ぎ又は代理をいう。

6 非上場 PTS 運営業務

会員が自ら開設する私設取引システムにおいて非上場 PTS 銘柄取引又はその媒介等を行う業務をいう。

7 非上場 PTS 取引業務

協会が他の会員の開設する私設取引システムにおいて非上場 PTS 銘柄取引若しく

はその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。

8 非上場 PTS 運営会員

私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第9号に規定する私設取引システム運営業務をいう。）の認可を受けて、非上場 PTS 運営業務を行う会員をいう。

9 非上場 PTS 取引協会会員

非上場 PTS 取引業務を行う協会会員をいう。

10 発行体

非上場 PTS 銘柄の発行者（金商法第2条第5項に規定する「発行者」をいう。）をいう。

（法令等の遵守）

第 3 条 協会会員は、非上場 PTS 運営業務又は非上場 PTS 取引業務を行うに当たっては、この規則によるほか、金商法その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。

（社内規則の制定等）

第 4 条 非上場 PTS 運営会員は、非上場 PTS 運営業務を行うに当たり、次の各号に掲げる事項を定めた社内規則を作成しなければならない。

- 1 非上場 PTS 銘柄の適正性の審査に関する事項
- 2 非上場 PTS 銘柄の取扱廃止基準に関する事項
- 3 発行体との契約に関する事項
- 4 適時の情報提供に関する事項
- 5 売買審査の実施に関する事項
- 6 価格情報の公表等に関する事項
- 7 発行体への措置及び非上場 PTS 銘柄の売買停止措置等に関する事項
- 8 受渡決済に関する事項
- 9 国内の取引所金融商品市場に上場している有価証券（以下「上場有価証券」という。）との誤認防止措置に関する事項
- 10 非上場 PTS 取引協会会員に遵守させるべき事項

2 非上場 PTS 取引協会会員は、非上場 PTS 取引業務を行うに当たり、非上場 PTS 運営会員が前項第 10 号に基づき社内規則で定める事項を遵守しなければならない。

（業務内容の公表）

第 5 条 非上場 PTS 運営会員は、自社が行う非上場 PTS 運営業務の内容について自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公表しなければならない。

(非上場 PTS 銘柄の適正性審査)

第 6 条 非上場 PTS 運営会員は、非上場有価証券を新たに非上場 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該非上場有価証券の適正性について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。

- 1 企業金融型商品（非上場有価証券のうち、企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 1 号イからワに掲げるものに該当するものをいう。）
 - イ 発行体が金商法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書（同項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を提出又は同法第 27 条の 32 第 1 項の規定により発行者情報（同項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）を提供若しくは公表しなければならない者であること
 - ロ 発行体の業務の実在性、事業継続体制
 - ハ 発行体におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
 - ニ 発行体の財務状況
 - ホ 発行体における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表及び適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況
 - ヘ 発行体が反社会的勢力（「定款の施行に関する規則」第 15 条に規定する反社会的勢力をいう。以下同じ。）との関係を有しないこと
 - ト 当該非上場有価証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項
 - チ その他投資者保護の観点から非上場 PTS 運営会員が必要と認める事項
- 2 資産金融型商品（非上場有価証券のうち、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 1 号、第 2 号、第 3 号から第 4 号の 4、第 6 号及び第 6 号の 2 に掲げるものに該当するものをいう。）
 - イ 発行体が金商法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出又は同法第 27 条の 32 の規定により発行者情報を提供若しくは公表しなければならない者であること
 - ロ 資産の流動化のスキームの合理性、適切性
 - ハ 発行体及び運用会社等（当該非上場有価証券に係る資産運用会社、投資顧問会社等に相当する者をいう。以下同じ。）におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
 - ニ 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況
 - ホ 発行体及び運用会社等の財務状況
 - ヘ 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表及び適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況
 - ト 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと
 - チ 当該非上場有価証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項
 - リ その他投資者保護の観点から非上場 PTS 運営会員が必要と認める事項

(発行体との契約締結)

第 7 条 非上場 PTS 運営会員は、非上場有価証券を新たに非上場 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該非上場有価証券の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。

- 1 発行体による非上場 PTS 運営会員への適時の情報提供に関する事項
- 2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表に関する事項
- 3 発行体による非上場 PTS 運営会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項
- 4 発行体による非上場 PTS 運営会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨
- 5 前各号に掲げる事項のほか、非上場 PTS 運営会員の定める規則を遵守する旨

(発行体による適時の情報提供)

第 8 条 非上場 PTS 運営会員は、前条の契約において、同条第 1 号により定める発行体による非上場 PTS 運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

- 1 発行体から非上場 PTS 運営会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項
 - イ 第 2 条第 3 号イに掲げる有価証券について、金商法第 24 条の 5 第 4 項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合
 - ロ 第 2 条第 3 号ロに掲げる有価証券について、公表した特定証券情報（特定投資家投資勧誘等規則第 2 条第 7 号に規定する特定証券情報（特定投資家投資勧誘等規則第 6 条第 3 項各号に掲げる各様式の第一部に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）又は発行者情報（以下本条において「特定証券情報等」という。）について、金商法第 27 条の 31 第 4 項又は第 27 条の 32 第 3 項に該当した場合
 - ハ 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合（イ又はロに掲げる場合を除く。）
 - ニ イからハに掲げる場合の他、非上場 PTS 運営会員が必要と認める場合
 - 2 発行体から非上場 PTS 運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項
 - イ 前号イに該当する場合、提出する臨時報告書の記載事項
 - ロ 前号ロに該当する場合、訂正する情報の内容
 - ハ 前号ハに該当する場合、当該投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の内容
 - ニ 前号ニに該当する場合、非上場 PTS 運営会員が必要と認める事項
 - 3 発行体の非上場 PTS 運営会員に対する情報提供の期限
- 2 非上場 PTS 運営会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投

資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。)により公衆の縦覧に供しなければならない。

- 3 非上場 PTS 運営会員は、前項に基づき公衆の縦覧に供した情報の内容の適正性の確保に努めるものとする。

(価格情報の公表等)

第 9 条 非上場 PTS 運営会員は、非上場 PTS 銘柄の約定価格、最終気配（非上場 PTS 運営会員の売買価格の決定方法により最終気配が形成されない場合を除く。以下同じ。）及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。

- 2 非上場 PTS 運営会員は、非上場 PTS 取引協会員より非上場 PTS 銘柄の約定価格等（約定価格又は気配情報（最良気配及び数量をいう。）をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。
- 3 非上場 PTS 取引協会員は、顧客より非上場 PTS 銘柄（当該非上場 PTS 取引協会員が行う非上場 PTS 取引業務により取引されるものに限る。次条及び第 13 条第 2 項において同じ。）の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。

(不公正取引の防止)

第 10 条 非上場 PTS 取引協会員は、非上場 PTS 取引業務を行うに当たり、次の各号に掲げる取引を防止する態勢を整備しなければならない。

- 1 非上場 PTS 銘柄の取引状況に比し、過当とみられる取引
- 2 仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて行われる取引
- 3 非上場 PTS 銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行う又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の取引
- 4 他の投資者に相場が自然に形成されたと誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引

(売買審査の実施)

第 11 条 非上場 PTS 運営会員は、非上場 PTS 銘柄の取引について、第 4 条第 1 項第 5 号により定めた社内規則に基づき適切に売買審査を行わなければならない。

- 2 非上場 PTS 運営会員は、前項に定める売買審査を行った結果、不公正取引（前条各号に掲げる取引のほか、当該非上場 PTS 運営会員が不公正取引と認める取引をいう。）に該当する又は不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引の媒介

等を行った非上場 PTS 取引協会員に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該非上場 PTS 取引協会員との間で行う非上場 PTS 運営業務の停止その他の適切な措置を講じなければならない。

(売買停止措置)

第 12 条 非上場 PTS 運営会員は、第 4 条第 1 項第 7 号により定めた社内規則に基づき適切に売買停止措置を講じなければならない。

(上場有価証券との誤認防止措置)

第 13 条 非上場 PTS 運営会員は、非上場 PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならない。

2 非上場 PTS 取引協会員は、非上場 PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。

(特定投資家向け有価証券に係る特則等)

第 14 条 非上場 PTS 取引協会員は、特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）以外の者である顧客から、私設取引システムにおける特定投資家向け有価証券の買付けの受託を行ってはならない。

2 第 6 条の規定にかかわらず、非上場 PTS 運営会員は、特定投資家向け有価証券である投資信託等（特定投資家投資勧誘等規則第 2 条第 4 号に規定する投資信託等をいう。）を新たに非上場 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該投資信託等の適正性について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。

- 1 投資信託受益証券（特定投資家投資勧誘等規則第 2 条第 2 号に規定する投資信託受益証券をいう。）
 - イ 発行体における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表及び適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況
 - ロ 当該投資信託受益証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項
 - ハ その他投資者保護の観点から非上場 PTS 運営会員が必要と認める事項
- 2 投資証券等（特定投資家投資勧誘等規則第 2 条第 3 号に規定する投資証券等をいう。）
 - イ 発行体及び運用会社等におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
 - ロ 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況
 - ハ 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表及び

適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況

ニ 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと

ホ 当該投資証券等（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項

ヘ その他投資者保護の観点から非上場 PTS 運営会員が必要と認める事項

3 非上場 PTS 運営会員は、特定投資家向け有価証券を新たに非上場 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該特定投資家向け有価証券の発行体との間で、次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。

1 当該非上場 PTS 運営会員が当該特定投資家向け有価証券を非上場 PTS 銘柄に追加するまでに、発行者情報（発行者情報が作成されていない場合には、特定証券情報）を特定投資家投資勧誘等規則第 7 条第 2 項第 2 号（特定証券情報にあつては同規則第 6 条第 2 項第 2 号）の方法（取扱協会のウェブサイトにおいて公表する方法を除く。）により公表する旨

2 当該特定投資家向け有価証券が非上場 PTS 銘柄となっている間、発行者情報を特定投資家投資勧誘等規則第 7 条第 2 項第 2 号の方法（取扱協会のウェブサイトにおいて公表する方法を除く。）により公表する旨

（非上場 PTS 運営会員に対する準用）

第 15 条 第 9 条第 3 項、第 10 条及び前条第 1 項の規定は、非上場 PTS 運営業務のうち、非上場 PTS 取引協会による媒介等が行われない取引を行う非上場 PTS 運営会員について準用する。この場合において、これらの規定中「非上場 PTS 取引協会」とあるのは「非上場 PTS 運営会員」と、「非上場 PTS 取引業務」とあるのは「非上場 PTS 運営業務」と、それぞれ読み替えるものとする。

付 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日より施行する。